

## 平成 30 年度 事業報告書

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま

### 1 事業実施の成果

2018 年 6 月に消費者契約法の第 2 次改正が公付され、今年 6 月 15 日に施行となります。

昨年 4 月に、埼玉消費者被害をなくす会が全国で 3 番目の特定適格消費者団体に認定され、活動を開始しました。12 月 7 日には、消費者機構日本による全国初の被害回復団体訴訟が提起され、東京医大受験料等返還請求の共通義務確認訴訟が東京地裁で行われています。6 月には四国にえひめ消費者ネットが誕生消費者支援かながわを加え、全国の適格消費者団体は 19 団体となりました。

消費者ネットおかやまは、10 月に適格消費者団体の認定期間更新申請を行い、2024 年 12 月 7 日まで活動出来ることになりました。2018 年度は 17 事業者に対し、問合せ・照会 7 件、申入れ 7 件、差止請求 3 件を行いました。中でも 100 円均一商品の事業者の責任を免除するタグが付いていたものを改善でき、直後に同じ事業者の商品(缶ペンケース)で子供が手を切る事故が発生した時に、事業者の賠償責任を認めさせる効果が生まれました。新聞広告の表現改善、インターネットサイトの表示修正など地道ですが、確実に成果を上げてきました。消費者からの情報提供は、昨年度 18 件から 31 件に増えました。

啓発活動は、総会前にワークショップを開催し適格消費者団体の活動を消費者に知らせる試みを行いました。参加者から検討委員会へのオブザーバー参加者が生まれるなど関係者の輪が広がりました。3 月には適格認定更新記念の「講演会&パネルトーク」を実施し、地域の中で適格消費者団体が果たす役割について再確認し、行政・適格団体・消費者が連携して活動することが、消費者被害を防止し地域経済を守ることを学ぶことができました。2 年目の「見守り力アップ講座」では 15 会場 378 名が受講し、最新の消費者被害事例や見守り活動のポイントなど必要な知識を学びました。また、岡山市消費生活マイスター講座の一部も担当しました。

岡山県・県消費生活センターとの定期協議の実施や、県内 9 消費生活センター訪問、鳥取県消費生活センター訪問など、行政への働き掛けを強め、岡山県主催の相談員研修に初めて参加をしました。

次年度以降への活動の足掛かりを作った一年となりました。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

不特定多数の消費者の利益擁護を図るための活動に係る業務

業務名	業務内容の詳細	実施日時	実施場所	従業者の人数	受益対象者の範囲 人数	支出額 (単位:千円)
1. 各種消費者問題の調査・研究・救済・支援事業	①消費者被害情報の収集と分析 事務所にて訪問5件、電話15件、FAX2件、メール8件 はがき1件 合計31件の情報提供を受付けた。 ②国民生活センターへ個別事案の情報提供申請を行い、4事業者について情報提供を受けた ・国民生活センター急増指標の定期情報提供を受けた。	随時  4月以降 月1回	事務所	8名	31名  不特定多数	支出 43
2. 各種消費者問題に関する制度改善等の提言事業	①岡山市消費者教育推進地域協議会(1回開催)に参加。 岡山市消費者教育推進地域会議委員として事務局長出席。 岡山市消費生活センターの岡山市消費者教育推進計画に基づく取り組み状況、悪質クレーマー対策と消費者教育のありかたについて意見交換を行った。	12/10	ほっとプラザ 大供	1名	不特定多数	支出 0
	②「適格消費者団体及び特定適格消費者団体の適正な業務運営を確保するための内閣府令(案)及びガイドライン(案)に関する意見」を消費者庁へ提出	9/14	事務所	1名		

	<p>③「第3次岡山県消費者計画基本計画の変更(素案)に対する意見」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体系的な消費者広育の実施・消費者教育を担う人材の育成</li> <li>・情報の提供と共有</li> <li>・消費者被害の防止</li> </ul> <p>について岡山県県民生活部 暮らし安全安心課へ提出。</p>	2019/1/17	事務所	1名		
3. 各種消費者問題に関する啓発事業	<p>① 平成29年度見守り力アップ講座の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県からの委託事業 年間15会場378名の参加。7年目の取り組みとなり、引き続き地域の見守り活動に参加される方の養成を目的として実施。7年間で4,267人の受講者となる。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見守り力アップ講座の講師研修を3回実施</li> </ul>	6/27 9/15 9/18 9/29 10/20 11/15 11/24 11/29 12/12 12/13 2018/2/8 2/18 3/8 3/11 3/14  12/20 2/19 3/29	県内各地 15会場  オルガ会議室 きらめきプラザ	6名	378名	支出 3,301
					3名	

	<p>② 適格消費者団体ワークショップの開催  「消費者ネットに聞いてみよう!!-消費者被害あるある体験～広告表示・契約の落とし穴～」  寸劇で実際の消費者被害と、申入れ事例の紹介  美容広告の見方、おさらいクイズで、適格消費者団体の活動を分かりやすく紹介した。</p>	6/3	オルガ会議室	6名	20名	
	<p>③ 消費者月間講演会の開催 80名の参加  ・平成29年度相談件数や特徴報告。  岡山県消費生活センター 山下祥嗣 所長  ・「なんか変?こんな表示-「表示」は消費者へのメッセージ、こんなところに気を付けて!」  群馬大学名誉教授 高橋久仁子氏 講演</p>	6/3	オルガホール	6名	80名	
	<p>④ 岡山県主催消費者被害撲滅キャンペーンに参加。  県職員とともに消費者被害にあわないための啓発グッズ5000個を配布。</p>	5/21	岡山シティライトスタジオ	4名	5000名	
	<p>⑤ 岡山市消費生活マイスター講座 の一部を実施  消費者教育に関する基礎知識  ・「適格消費者団体の活動と啓発講座」「グループ学習」  講義とグループ学習の運営を担当</p>	2/15 2/22	岡山県きらめきプラザ	4名	33名	
	<p>⑥ 適格消費者団体認定更新 講演会&amp;パネルトーク  講演会「その契約大丈夫?…STOP!!消費者被害!  …地域とつくる適格消費者団体の活動」  講師 埼玉消費者被害をなくす会 池本誠司 弁護士  パネルトーク「わたしたちの強いミカタ…」</p>	219/3/17	岡山県立図書館デジタル情報シアター	6名	43名	

	<p>適格消費者団体の活用と可能性」</p> <p>岡山県くらし安心安全課・今岡永倫子 総括参事</p> <p>埼玉消費者被害をなくす会 池本誠司 理事長</p> <p>岡山大学法学部 平田彩子 准教授</p> <p>消費者ネットおかやま 大賀宗夫 事務局長</p>					
4. 各種消費者問題に関する広報・出版・情報提供事業	①「ニュースレター」の発行 年間4回、会員へ送付、ホームページで公表 No.43 No.44 No.45 No.46	4/1 7/1 11/1 2018/2/1	事務所	3名	不特定多数	支出 102
	②適格消費者団体の宣伝 消費者ネットおかやまパンフレット、チラシの作成配布	随時	事務所	3名 5名		
	③県内消費生活センター向け、情報提供呼掛けチラシ作成配布	5. ④訪問時	各消費生活センター	5名		
	④ホームページの活用 被害情報、取り組み、申入れ等の情報提供	随時	事務所	3名		
	⑤ 「現代 消費者法(東奔西走)」誌への寄稿 ・適格消費者団体連絡協議会を開催 ・適格消費者団体の認定の更新申請	2018.6月号 12月号	「現代 消費者法」民事法研究会発行	1名		
	⑥ 「日本消費経済新聞」誌への寄稿 理事長 年頭所感	2019.1.1号	「日本消費経済新聞」日本消費経済新聞社	1名		
5. 他の消費者団体・関係諸機関との	①適格消費者団体連絡協議会に参加。消費者庁からの報告、全国の適格消費者団体の取り組みに学び、情報交換を行った。	9/8-9 2018/3/2-3	品川 広島	3名 4名	適格団体 21、適格 を目指す 団体12	支出 154

ネットワーク事業	②第8回・第9回 玉島北地区「医療」「介護」「福祉」交流会に参加 地域内の福祉関係者と情報交換を行った。	7/5 2019/1/10	玉島市民交流 センター2階 会議室	1名 1名	不特定多 数
	③岡山県県民生活部くらし安全安心課・岡山県消費生活センターと定期協議を行い、情報受付の現状や消費者被害の情報提供の要請など、懇談を行った。	10/9 2019/2/20	岡山県消費生 活センター	4名 5名	
	④岡山県内の消費生活センターを訪問し、情報受付の現状や消費者被害の情報提供の要請など、懇談を行った。	6/28 2019/1/9 2/26 3/1 3/7 3/15 3/29	岡山市消費生 活センター 笠岡市・井原 市・浅口市消費 生活センター 真庭市・津山市 消費生活セン ター 倉敷市消費生 活センター 瀬戸内市消費 生活センター 赤磐市消費生 活センター	1名	

	④鳥取県消費生活センターを訪問し、消費者被害や消費生活相談の現状、県境を越えた消費者被害、適格消費者団体との連携の可能性について情報交換を行った。	2/28	鳥取県消費生活センター	1名		
--	---	------	-------------	----	--	--

差止是正事業業務

定款の事業名	業務内容の詳細	実施日時	実施場所	従業者の人数	受益対象者の範囲人数	支出額 (単位：千円)
6. 不当な事業活動に対する差止請求その他の是正を図る事業	① 検討委員会を開催し、申入れ案件等の協議を進めた	4/24 5/22 6/21 7/20 8/31 9/21 11/7 12/21 2019 1/18 2/21 3/27	オルガ会議室	15名	不特定多数	支出 701
	② 中古車買い取りサービス(株)ラグザスクリエイトインターネット自動車買取サービス成約直後のキャンセルに対し、キャンセル料 3 万円の請求があったとの情報提供があり、消契法 9 条 1 号(事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える部分は無効)の疑いで改善を申し入れた。 15年7月に申入書を送付、その後2回問合せに反応がなく、18年4/12 事前請求書を送付。4/19 回答書到着。	4/12、4/19	事務所	13名		

<p>7/5 に申入書及び問合書を送付し、8/6 日回答書到着。19 年 3/11 に金額根拠資料の再提示があり、3 万円の妥当性を確認し、5/10 終了連絡文を送付した。</p>	<p>7/5、 8/6 2019/3/11 5/10</p>				
<p>③ 結婚式場運営(株)スタイルズに対し、結婚式場での事故・盗難の免責条項について、消契法 8 条違反ではないかと申し入れ。2015 年 9 月の照会書兼申入書に回答がなく、電話での連絡はあったが、回答は得られなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 41 条 1 項に基づく事前請求書を送付(2017/7/17)</li> <li>・ 消費者契約法違反に当たらずとの回答が届く。</li> <li>・ 回答に対する再問合せ書送付、3/14 回答書が到着。回答に不明点が残りに、7/6 事前請求書 送付。7/18 回答書着</li> <li>・ 9/14 改善後の約款を確認し、終了とした。</li> </ul>	<p>7/17 7/24 2018/1/18、3/14 7/6 7/18 9/14</p>	<p>事務所</p>	<p>13 名</p>		
<p>④ 100 円均一(株)大創産業に対し、カラーボールのタグに記載された事業者の損害賠償免責項目の無効に関する質問書を送付。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回答なく、再質問書を送付し、表記を書き改めるとの回答書が届く。</li> <li>・ 店頭で確認したところ、カラーボール以外の商品に同様事例があり、表記改善の要請連絡文を再度送付した。</li> <li>・ 商品在庫分が従前のままだが、改善予定と回答書到着。</li> <li>・ 終了連絡文を送付</li> </ul>	<p>2017/7/17 9/7 9/11 2018/3/8 5/22 7/5</p>	<p>事務所</p>	<p>13 名</p>		
<p>⑤ IHG・ANA ホテルズグループ・ジャパン合同会社に対し、格安プランのキャンセル料 100%徴収条項について、平均的損害超部分の無効を問い合わせた。</p>		<p>事務所</p>	<p>13 名</p>		



<p>・質問状を送付、消費者契約法違反には当たらずとの回答書が届いた。</p> <p>・2018/4/13 100%キャンセル料条項は消契法9条1号違反とし、事前請求書を送付、7/2 回答書受領。「宿泊料金割引『キャンセル不可』特約付き契約であり、キャンセル料100%とは法的性質が異なる」との見解が届き消費者に誤解を与える『キャンセル料100%』表現はHP上から削除すると回答があった。事業者のHPから「キャンセル料100%」の表現が削除されたことから、事前請求の前提となる事実が不存在となったため、11/16 対応終了とした。</p>	<p>2017/7/17 9/15 2018/4/13 7//2  11/16</p>				
<p>⑥美作市ホームページバナー広告「子どもの身長を伸ばす方法」「免疫力を高める方法」の掲載基準を問い合わせた。</p> <p>・照会書を送付したところ、回答はないが、当該バナー広告が削除された。美作市有料広告掲載の取扱い要綱に従い、掲載中止の回答があり、終了とした。</p>	<p>2017/11/9 11/15 2018/8/1</p>	事務所	13名		
<p>⑦㈱アシロ運営WEBサイト「厳選 交通事故弁護士ナビ」の「厳選」表記が優良誤認に該当するのではないかと質問書を送付した</p> <p>基準により厳選しているとの回答が2/8に届いた。『厳選』は自己申告であることをWebサイトに表示する等の修正を6/4に申入れた。事業者からは『厳選』表現を削除したので優良誤認に当たらない、と回答が7/4届いた。事業者HPから問題表現の削除を確認したので、終了とした。</p>	<p>2018/1/12 2/8 6/4 7/4 9/5</p>	事務所	13名		

<p>⑧旅行事業業者(株)山陽新聞事業社。 旅行参加者用説明資料の「参加者のケガや事故、他に与えた損害等については、一切責任を負いません」の記述が事業者側の全部免責条項を含むと考え(消契法8条違反)改善を6/4に申し入れた。「注意喚起文書で消費者契約ではない」との見解だが、表現は改善すると6/12付の回答があった。 内容を確認し、9/5終了連絡文を送付した。</p>	<p>2018/6/4 6/12 9/5</p>	<p>事務所</p>	<p>13名</p>		
<p>⑨語学学校(株)アンサンプルアンフランセ。 オンラインフランス語学校の利用規約に消契法に抵触する部分があり、利用規約の改善の申入と問合せを7/5に実施した。11/19に指摘内容を反映した規約に改定した旨の回答があったが、専属的合意管轄については修正がなく、再度3/15に申し入れた。交渉継続中。</p>	<p>7/5 11/19 2019/3/5</p>	<p>事務所</p>	<p>13名</p>		
<p>⑩デジタルデータソリューション(株)。 デジタルデータの復旧サービス作業規約「当社では一切責任を負いません」の表現の改善を11/14申入れ、11/26改善回答が到着。作業規約に関して、要請に沿った修正が確認できた。2019/1/11終了連絡文を送付した。</p>	<p>11/14 11/26 2019/1/11</p>	<p>事務所</p>	<p>13名</p>		
<p>⑪ネットオークション(セカイモン)運営会社ショップエアライン。HPに「真贋鑑定書があれば、全額返金サービス」の表示があるが、実際は真贋鑑定書を出す機関は存在しない。景表法5条の優良誤認表示の禁止に違反の疑いで11/14に質問書を送付した。11/28付で事業者から正式鑑</p>	<p>11/14</p>	<p>事務所</p>	<p>13名</p>		

定書がなくても返金対応をしている等の回答があった。そうであれば消費者に分かりやすい HP 表記への改善してほしい旨を 3/15 申入れた。交渉継続中	11/28 2019/3/15		
⑫県内 金融機関 カードローン契約の約款に相続開始による期限の利益喪失の条項があった場合に消契法 10 条違反の疑いがあり、県内すべての金融機関に 1/16 に質問書を送付した。継続中。	2019/1/16	事務所	13 名
⑬県内 自動車学校 自動車学校の入校規約における入校契約成立後の消費者都合による契約取り消しの場合のキャンセル料に関する規定が消契法第 9 条 1 号違反の疑いがあり、県内すべての自動車学校に 1/17 に質問書を送付した。継続中	2019/1/17	事務所	13 名
⑭インターネット化粧品アルバニア販売 (株)New Worlds、(株)Meedas HP で「在庫売り尽くしセール」など実績のない価格の表示が景表法違反の有利誤認を招くことや「返金不可」表示は消契法 10 条違反の疑いがあった。当初 Growas への申入れを準備していたが、Web サイトが閉鎖になったため(消費者庁から措置命令を受けていた)法人登記を調べ、2/14 に 2 つの関連会社に質問書兼申入書を送付した。両方の会社より申入れのとおりに対応したとの回答書が 3/8 に届いたが、一部修正されてない Web ページがあり、再要請を検討、継続中。	2019/2/14  3/8	事務所	13 名

<p>⑮アサヒカルピスウェルネス(株) 「アサヒの健康通販」オンラインショップのショッピング利用規約で、「事業者が一切責任を負わない」旨の記載があった。消契法第8条1項違反の疑いがあり3/14に改善を申し入れた。</p>	<p>2019/3/14</p>	<p>事務所</p>	<p>13名</p>
<p>⑯「駿楽」新聞広告(株)元気堂本舗。ひざの関節痛に効くと謳う機能性表示食品「駿楽」の新聞広告での「非変性Ⅱ型コラーゲン」の効能表現において、「きっと、一生歩ける」「年齢は関係ない!?ひざ関節の曲げ伸ばしが自由自在!」等、景表法の優良誤認表示の疑いがあり、効能表現根拠等について、3/15に質問書を送付した。</p>	<p>2019/3/15</p>	<p>事務所</p>	<p>13名</p>

# 活 動 計 算 書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま      自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日

【経常収益】		
【受取会費】		
正会員受取会費	1,295,000	
賛助会員受取会費	14,000	
【受取寄付金】		
受取寄付金	4,000	
【受取助成金等】		
受取補助金	700,000	
【事業収益】		
受託事業収益	3,071,301	
その他事業収益	77,000	
【その他収益】		
受取利息	53	
経常収益計	53	5,161,354
【経常費用】		
【事業費】		
(人件費)		
給料手当(事業)	2,766,021	
通勤費(事業)	138,253	
人件費計	2,904,274	
(その他経費)		
諸謝金	610,190	
印刷製本費(事業)	193,749	
会議費(事業)	95,521	
旅費交通費(事業)	404,470	
通信運搬費(事業)	80,319	
消耗品費(事業)	7,980	
新聞図書費(事業)	4,536	
租税公課(事業)	2,200	
支払手数料(事業)	800	
その他経費計	1,399,765	
事業費計	4,304,039	
【管理費】		
(人件費)		
給料手当	81,750	
法定福利費	441,083	
人件費計	522,833	
(その他経費)		
印刷製本費	76,620	
会議費	5,817	
旅費交通費	2,400	
通信運搬費	108,233	
消耗品費	1,018	
地代家賃	291,600	
諸謝金	71,822	
諸会費	3,000	
租税公課	600	
支払手数料	14,592	
その他経費計	575,702	
管理費計	1,098,535	
経常費用計	5,402,574	
当期経常増減額	△ 241,220	
【経常外収益】		0
経常外収益計		0
【経常外費用】		0
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額	△ 241,220	
法人税、住民税及び事業税	71,000	
経理区分振替額	0	
当期正味財産増減額	△ 312,220	
前期繰越正味財産額	5,769,314	
次期繰越正味財産額	5,457,094	

## 貸借対照表

特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま  
全事業所

【税込】(単位:円)  
2019年 3月31日 現在

資産の部		負債・正味財産の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		預り金	90,989
現金	95,981	未払法人税等	71,000
普通預金	4,751,801	流動負債計	161,989
現金・預金計	4,847,782	負債の部合計	161,989
(売上債権)		正味財産の部	
未収金	771,301	【正味財産】	
売上債権計	771,301	前期繰越正味財産額	5,769,314
流動資産合計	5,619,083	当期正味財産増減額	△ 312,220
		正味財産計	5,457,094
		正味財産の部合計	5,457,094
資産の部合計	5,619,083	負債・正味財産の部合計	5,619,083

勘定科目内訳書	相手方	内訳	金額
未収金	岡山県	見守り力アップ講座	71,301
	岡山県	適格消費者団体支援補助事業	700,000
	合計		771,301
普通預金	ゆうちょ銀行		4,679,057
	トマト銀行		72,744
	中国銀行		0
	合計		4,751,801
預かり金		雇用保険源泉分	8,877
		健康保険料源泉分	28,128
		厚生年金保険料源泉分	43,920
		所得税源泉分	10,064
	合計		90,989

## 財務諸表の注記

特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま

2019年 3月31日 現在

**【重要な会計方針】**

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

[税込] (単位：円)

科目	不特定多数の消費者の利益擁護を図るための活動に係る業務					差止請求関係	総合計
	調査・研究・救済・支援事業	提言事業	啓発事業	広報・出版・情報提供	ネットワーク事業	差止是正事業	
(人件費)							
給料 手当(事業)	27,000	0	2,242,541	28,500	0	467,980	2,766,021
通勤費(事業)	500	0	95,521	0	0	42,232	138,253
人件費計	27,500	0	2,338,062	28,500	0	510,212	2,904,274
(その他経費)							0
諸謝金	15,825	0	610,190	0	0	0	626,015
印刷製本費(事業)	0	0	131,339	34,480	0	27,930	193,749
会議費(事業)	0	0	58,369	0	35,000	2,152	95,521
旅費交通費(事業)	0	0	158,185	0	119,060	111,400	388,645
通信運搬費(事業)	0	0	1,558	39,714	402	38,645	80,319
消耗品費(事業)	0	0	984	0	0	6,996	7,980
新聞図書費(事業)	0	0	0	0	0	4,536	4,536
租税公課(事業)	0	0	2,200	0	0	0	2,200
支払手数料(事業)	0	0	800	0	0	0	800
その他経費計	15,825	0	963,625	74,194	154,462	191,659	1,399,765
合計	43,325	0	3,301,687	102,694	154,462	701,871	4,304,039

消費者契約法29条2項3号に記載された、前2号に掲げる業務以外の業務の発生はありません。

# 財 産 目 録

特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま  
全事業所

【税込】(単位：円)  
2019年 3月31日 現在

## 《資産の部》

### 【流動資産】

(現金・預金)

現 金

95,981

本体现金

(95,981)

普通預金

4,751,801

ゆうちょ銀行

(4,679,057)

トマト銀行

(72,744)

現金・預金 計

4,847,782

(売上債権)

未 収 金

771,301

売上債権 計

771,301

流動資産合計

5,619,083

資産の部 合計

5,619,083

## 《負債の部》

### 【流動負債】

預 り 金

90,989

人件費源泉

(90,989)

未払法人税等

71,000

流動負債 計

161,989

負債の部 合計

161,989

正味財産

5,457,094



## 前事業年度の年間役員名簿

(平成30年4月1日から平成31年3月31日)

特定非営利活動法人消費者ネットおかやま

No.	役職名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
1	理事長	河田 英正		30年4月1日 ～31年3月31日	報酬無し
2	副理事長	大山 知康		30年4月1日 ～31年3月31日	報酬無し
3	同	吉岡 伸一		30年4月1日 ～31年3月31日	報酬無し
4	事務局長	大賀 宗夫		30年4月1日 ～31年3月31日	報酬無し
5	理事	赤澤 佳世子		30年4月1日 ～31年3月31日	報酬無し
6	同	赤澤 輝彦		30年4月1日 ～31年3月31日	報酬無し
7	同	安藤 英明		30年4月1日 ～31年3月31日	報酬無し
8	同	兒島 隆朗		30年4月1日 ～30年6月2日	報酬無し
9	理事	佐藤 順一		30年6月2日 ～31年3月31日	報酬無し
10	理事	佐野 廣子		30年4月1日 ～31年3月31日	報酬無し

No.	役職名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
11	同	中桐 達雄		30年4月1日 ～31年3月31日	報酬無し
12	同	溝口 初美		30年4月1日 ～31年3月31日	報酬無し
13	同	宮本 紀子		30年4月1日 ～31年3月31日	報酬無し
14	同	三好 英宏		30年4月1日 ～31年3月31日	報酬無し
15	監事	小田 敬美		30年4月1日 ～31年3月31日	報酬無し
16	同	桐山 岳人		30年4月1日 ～31年3月31日	報酬無し
17	同	上甲 啓一		30年4月1日 ～31年3月31日	報酬無し